

省エネルギー対策実施期間中の本会議及び委員会における  
クールビズの実施について（案）

標記の件について、省エネルギー対策の一層の推進に努めるため、本会議及び委員会におけるクールビズについて、下記のとおり取り扱う。

記

1 対象となる会議

本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）

2 本会議におけるクールビズの内容

（1）本会議場においては、議員記章を付けた上着を着用する。

ただし、各定例会・臨時会において議長が許可した場合は、会期中の着用を省略することができる。

（2）ネクタイの着用を省略することができる。

3 委員会におけるクールビズの内容

委員会開催時に上着及びネクタイの着用を省略することができる。

4 実施期間

令和2年5月1日から令和2年10月31日まで

5 その他

会議に出席する理事者に対しても、この旨周知する。